

○賃金又は物価の変動に基づき請負代金額が減額となる場合の取扱いの運用について

平成11年11月5日 建情第851号
関係各課長、建築整備室計画調整課長、各土木現業所
企画総務部長あて建設情報課長、管理課長

[沿革] 平成12年12月15日建情第1699号、令和3年3月31日建管第1808号改正

このことについて、「賃金又は物価の変動に基づき請負代金額が減額となる場合の取扱いについて（通知）」（平成11年11月5日付け建情第850号建設部長通知）に基づき請負代金額の減額変更を行う場合の運用を次のとおり定めたので、事務処理を適切に行ってください。

記

1 適用工事

- (1) 契約の締結の日（又は直前の第22条に基づく請負代金額変更の基準とした日）から12箇月を経過した工事であること。
なお、12月経過時点において、対象外となった工事で、その後の労務単価もしくは機械損料改定期を向かえた工事であること。
- (2) 残工事の工期が変更基準日から2箇月以上であること。
- (3) 物価変動後の積算を基に発注者が算出した請負代金額が1000分の30以上変化していると予想されること。
- (4) 物価変動後の積算額が請負代金額以下となっていること。

2 変更額の算定

- (1) 受注者と協議するための変更額は、次の式により算出するものとする。

$$S = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15 / 1,000)] \text{ (ただし } P_1 > P_2 \text{)}$$

この式において、S、P₁及びP₂は、それぞれ次の額を表すものとする。

S：変更額

P₁：変動前残工事代金額（請負代金額からでき形部分に相應する請負代金額を控除した額）

P₂：変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎とした変動前残工事代金額に相應する額）

- (2) 賃金又は物価の変動による変更額算定は、労務単価、材料単価、機械器具等損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行うものであり、歩掛の変更については考慮しないものとする。

3 基準日の設定

- (1) 発注者は、契約の締結の日（又は直前の第22条に基づく請負代金額変更の基準とした日）から12箇月を経過した工事のうち、請負代金額を減額する必要があると判断される工事について受注者に協議を申し入れる。
- (2) 請求日から、14日以内に工事のでき形確認を行い、基準日とする。

4 残工事量算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行うでき形数量の確認は、数量総括表に対応して、でき形確認を行うものとする。
- (2) 変更契約を行っていないが、受注者に対し、工事設計変更通知をしている設計量についても、残工事の対象とするものとする。
- (3) 工事現場に搬入した工事材料（工事監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したものに限る。）はでき形数量として取り扱うものとする。

5 手続のフロー

- (1) 運用の手順 別紙1
- (2) スライド実施フロー 別紙2

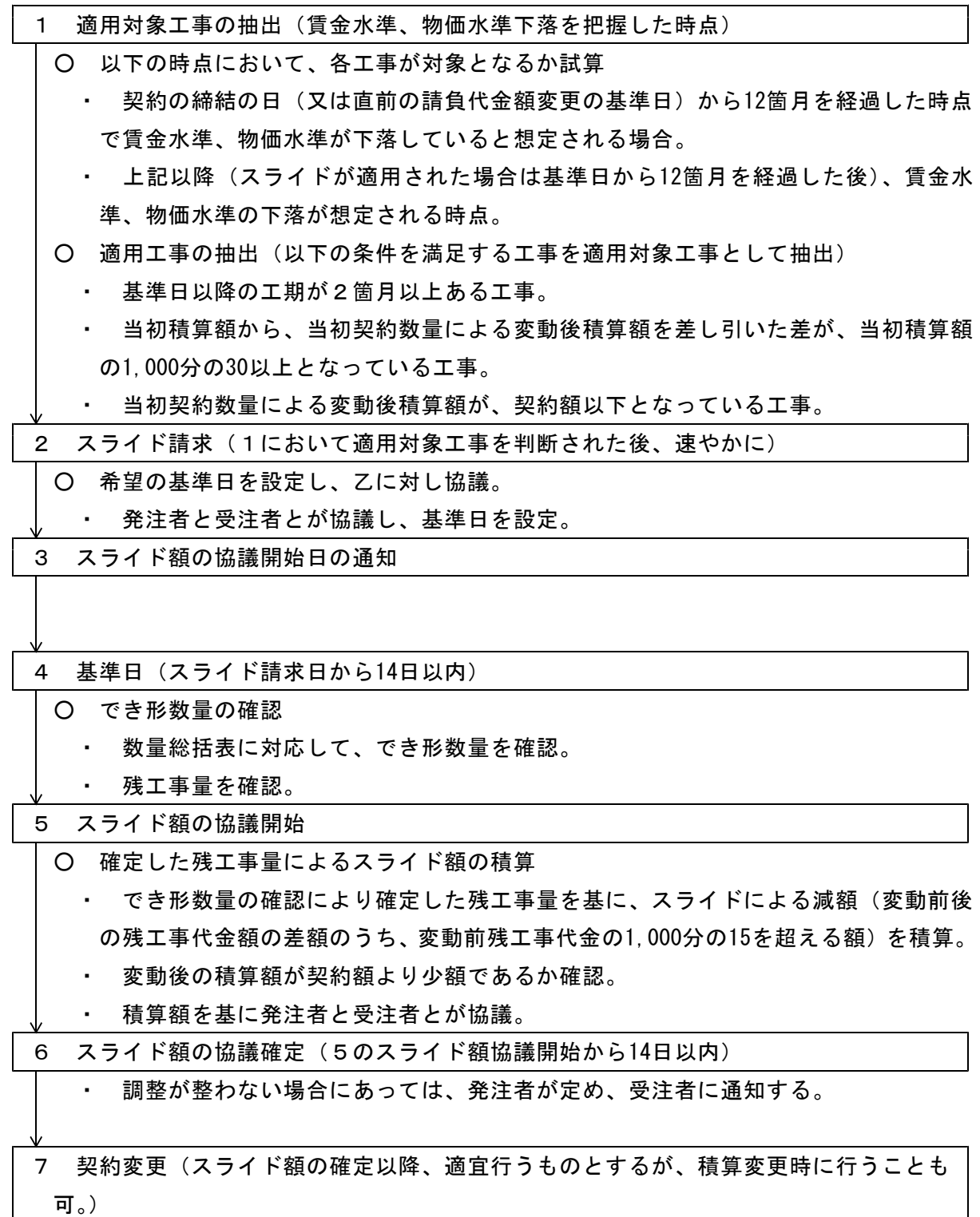
6 用語の定義

- (1) 請求日 請負代金額の減額の可能性があるため、協議を申し入れた日をいう。ただし、契約締結の日（又は直前の第22条に基づく請負代金額変更の基準とした日）から12箇月を経過した後の日であること。
- (2) 基準日 請負代金額の変更のためのでき形を確認した日であり、賃金水準、物価水準変動後単価の基準となる日をいう。ただし、請求日から14日以内であること。
- (3) 残工期 変更基準日以降の工事期間をいう。

〔建設情報課工事管理係〕
管理課主査（積算調査）

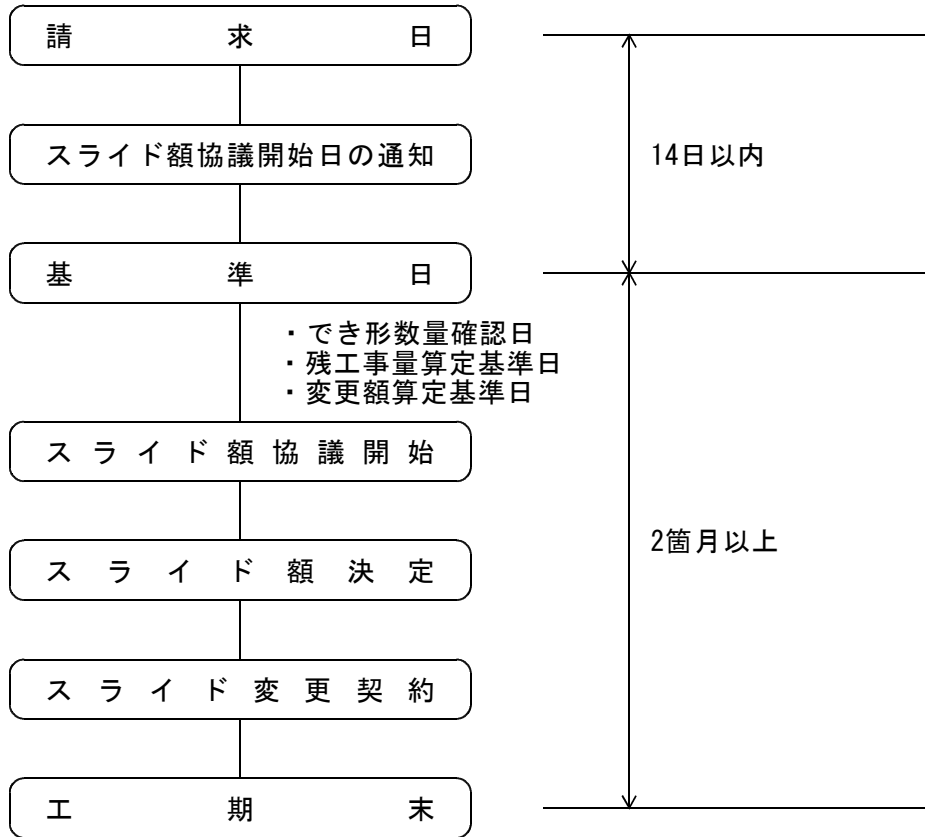
別紙 1

減額となるスライド条項の手順



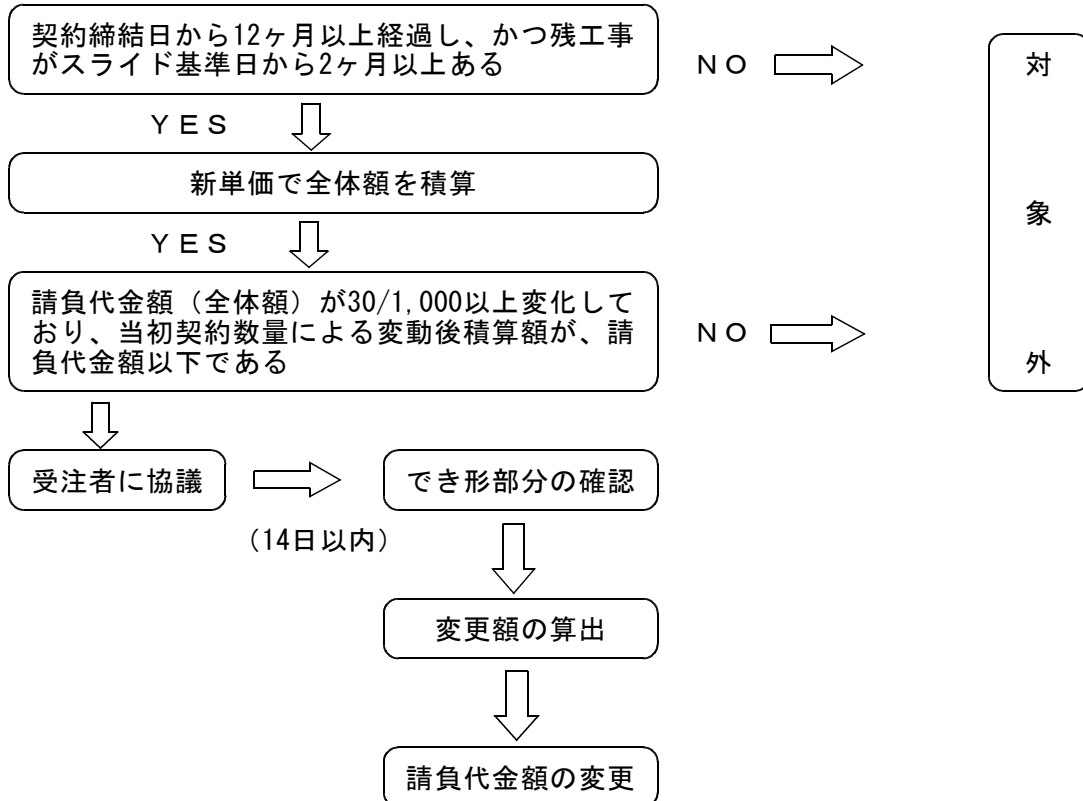
別紙 2

ス ラ イ ド 実 施 フ ロ ー



減額となるスライド条項適用工事選定フロー図

【参考】

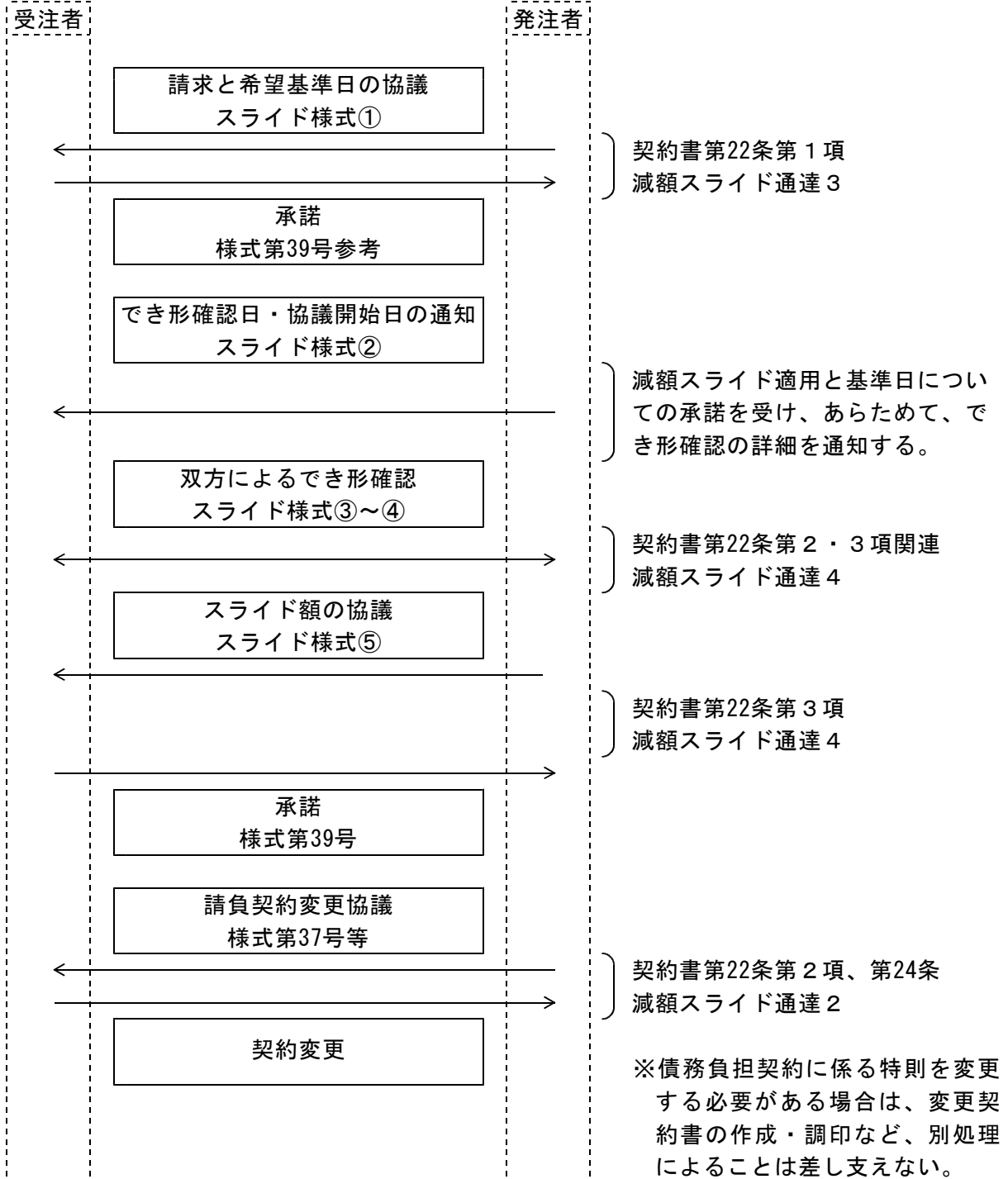


減額スライド条項適用の概要

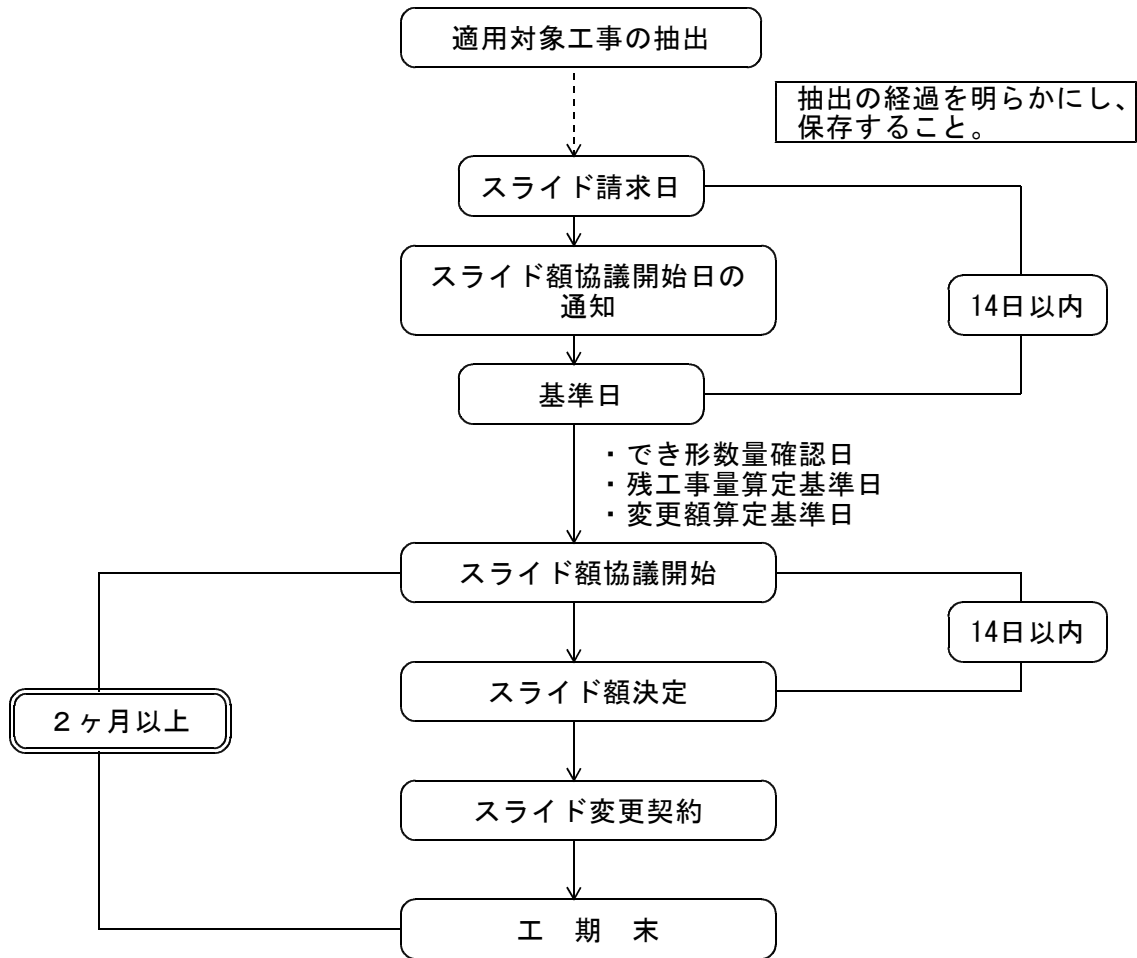
具体の事務手続

(契約書関係条項等)

建設管理部と出張所等との間の事務処理については記載しないが、設計変更等、他の処理に準じて適正に処理すること。



スライド実施フロー



「スライド条項適用の手順」より

- 以下の条件を満たす工事を適用対象工事として抽出
 - ・ 基準日以降の工期が2ヶ月以上ある工事。
 - ・ 当初積算額から、当初契約数量による変動後積算額を差し引いた差が、当初積算額の1,000分の30以上となっている工事。
 - ・ 当初契約数量による変動後積算額が、契約額以下となっている工事。
- 希望の基準日を設定し、受注者に対して協議
 - ・ 発注者と受注者とが協議して基準日を設定
- でき形数量の確認
 - ・ 数量総括表に対応してでき形数量を確認
 - ・ 残工事量を確認
- 確定した残工事量によるスライド額の積算
 - ・ でき形数量の確認により確定した残工事量を基に、スライドによる減額（変動前後の残工事代金額の差額のうち、変動前残工事代金の1,000分の15を超える額）を積算
 - ・ 変動後の積算額が契約額より少額であるか確認
 - ・ 積算額を基に発注者と受注者とが協議
（スライド額協議開始日から14日以内）
 - ・ 協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
（スライド額の確定以降適宜行う。積算変更時に行うことも可能）